旭川空港利用拡大期成会会則

第１条　（名称及び事務局）

本会は、旭川空港利用拡大期成会と称し、事務局を旭川市地域振興部交通空港課に置く。

第２条　（目的）

本会は、旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡充促進を支援し、道北地域に於ける産業・経済・文化等の振興発展に資することを目的とする。

第３条　（事業）

本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

１．空港利用拡大に関するＰＲ、情報収集、調査・研究事業

２．空港利用のための交通網整備運動

３．空港機能の整備拡充に関する建議、陳情、請願事業

　１）旭川空港拡張整備事業の推進

　２）利便性の高い運航体制等に係る要望活動

　３）新規路線の開設

　４）国際路線の誘致運動及び空港の国際化へ向けての運動

４．国際路線の運航に係わる事業

５．その他本会の目的達成に必要な事項

第４条（組織）

本会は、道北地域の経済団体（商工会議所、商工会、観光協会）及び本事業に賛同する各種団体等をもって組織する。

第５条（役員）

本会に次の役員を置く。

１．会　長　１　名　　副会長　若干名　　理　事　必要数　　監　事　２　名

２．役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

第６条（役員の選任）

会長、副会長、理事及び監事は総会においてこれを選任する。

第７条（役員の職務）

１．会長は本会を代表し、会務を総理する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３．理事は本会の重要事項の計画及び執行に関与する。

４．監事は本会の会計及び事業を監査する。

第８条（顧問）

１．本会に顧問を置くことができる。

２．顧問は会長が委嘱する。

第９条（部会）
１．本会に部会を設置することができる。
２．委員は会長が選任する。

第10条（会議）
１．総会は年１回開催する。ただし、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）による開催も認めることとする。
２．役員会は必要に応じて開催する。

第11条（会議の招集及び議長）
総会及び役員会は会長がこれを招集し、議長は会長があたる。

第12条（会議の議決）
会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決し､可否同数のときは議長の決するところによる｡ただし、書面等による表決の場合は、全会員数の過半数の同意を必要とする。

第13条（経費）
本会の運営に要する経費は、必要に応じて構成団体から負担金を徴収する。

第14条（事業年度）
１．本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
２．４月１日以降、総会において事業計画及び収支予算を議決するまでの間における会務については、本会の目的に反しない限り、執行できるものとする。

第15条（補則）
この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　　則
この会則は、平成元年１２月１２日から施行する。
この会則は、平成３年　７月　３日から施行する。
この会則は、平成１４年４月１９日から施行する
この会則は、平成１８年４月２１日から施行する。
この会則は、平成２５年４月２５日から施行する。
この会則は、平成２６年４月２１日から施行する。
この会則は、平成２７年４月２１日から施行する。
この会則は、平成２８年４月２６日から施行する。
この会則は、平成３１年４月１２日から施行する。
この会則は、令和２年１２月　９日から施行する。
この会則は、令和４年　２月１６日から施行する。
この会則は、令和６年　４月１２日から施行する。